

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和元年6月18日	
秋田県知事 殿	
提出者	
住 所 宮城県仙台市青葉区本町2-2-3	
氏 名 みらい建設工業株式会社 東北支店	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
支店長 松 本 洋	
電話番号 022-713-8016	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	みらい建設工業株式会社 東北支店
事業場の所在地	宮城県仙台市青葉区本町2-2-3
計画期間	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	31,300百万円（秋田県内 315百万円）
③ 従業員数	350人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本工業規格



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	廃プラスチック
	排出量	1,050.03 t	12.76 t
	(これまでに実施した取組) 省資源対策、リサイクルの良否		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	廃プラスチック
	排出量	500.00 t	5.00 t
	(今後実施する予定の取組) 省資源対策、リサイクルの良否		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別を徹底し、廃棄物に混合させない。分別（木くず・廃プラ類・建設廃材等）、特定建設資材（コンクリート・アスファルト・木材）は再資源化
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別を徹底し、廃棄物に混合させない。分別（木くず・廃プラ類・建設廃材等）、特定建設資材（コンクリート・アスファルト・木材）は再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	排出量	7.59 t	t
	(これまでに実施した取組) 省資源対策、リサイクルの良否		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	排出量	2.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 省資源対策、リサイクルの良否		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別を徹底し、廃棄物に混合させない。分別（木くず・廃プラ類・建設廃材等）、特定建設資材（コンクリート・アスファルト・木材）は再資源化
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別を徹底し、廃棄物に混合させない。分別（木くず・廃プラ類・建設廃材等）、特定建設資材（コンクリート・アスファルト・木材）は再資源化

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	廃プラスチック
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	廃プラスチック
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	廃プラスチック
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	廃プラスチック
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	廃プラスチック
	全処理委託量	1,050.03 t	12.76 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1,050.03 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	12.76 t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙のとおり		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	全処理委託量	7.59 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	7.59 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	別紙のとおり		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	廃プラスチック
	全処理委託量	500 t	5 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	500 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	5 t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
※事務処理欄			

(第5面)

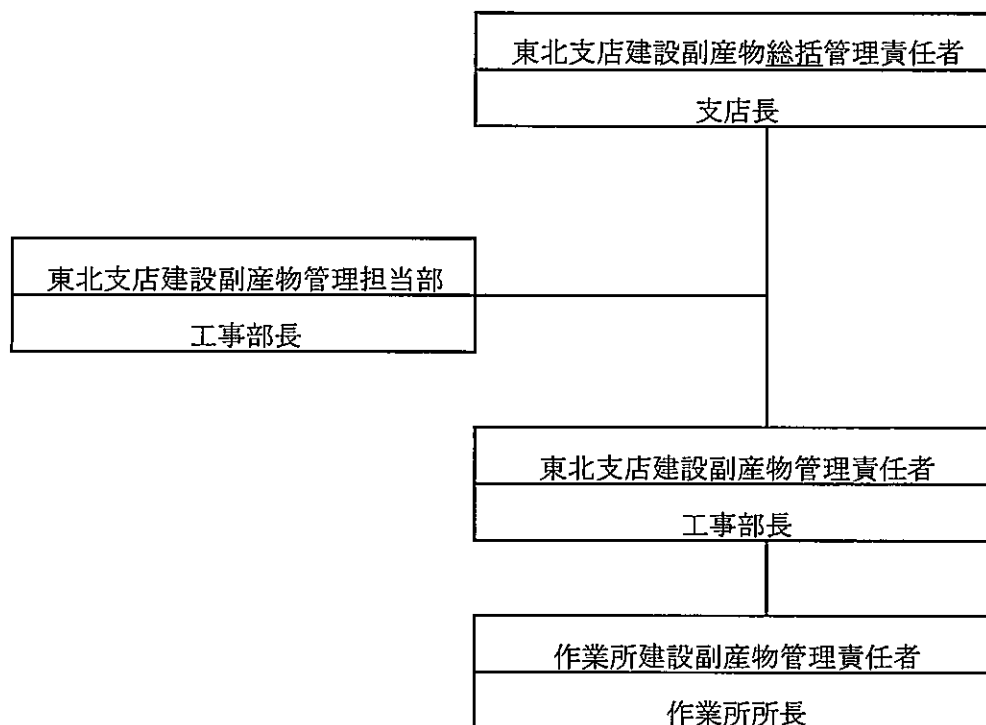
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	全 処 理 委 託 量	2 t	5 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	5 t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

2019年度 建設副産物管理体制（東北支店）



[管理委員会]

東北支店設副産物管理委員会	
委員長	支店長
委員(事務局)	工事部長
委 員	営業部長
委 員	安全環境品証担当者

2019 年度 建設副産物管理活動方針(東北支店)

2019 年 04 月 01 日

【年度活動方針】

工事に伴って発生する建設副産物の分別及び適正処理

活 動 目 標	具 体 的 実 施 事 項
1. 社員及び協力会社への指導・教育 2. 法令並びに行政官庁の指導内容の遵守	【東北支店】 ①作業所が行う、建設副産物処理計画書の作成指導 ②社員及び協力会社に対する建設副産物の適正処理の指導 ③建設副産物処理に関する記録の保管
	【工事部】 ①作業所が行う、建設副産物処理計画書の作成指導 ②作業所に対する、建設副産物の適正処理の指導 ③都府県、監督官庁等より求められる各種調査及び報告書の作成、提出 ④建設副産物処理に関する記録の保管
	【作業所】 ①建設副産物処理計画書の作成、報告 ②委託業者の選定、建設廃棄物処理委託契約書の作成及び報告 ③マニフェストの発行、整理及び建設副産物処理台帳の作成、報告（1回/月） ④監督官庁との協議、届出及び報告 ⑤建設副産物の処理状況の確認

2019 年度 建設副産物管理計画(東北支店)

みらい建設工業(株)東北支店
建設副産物管理委員会

1. 基本方針

当社の工事施工による環境への影響を十分に配慮すると共に、副産物である建設発生土と建設副産物について関係法令等に基づいた管理計画の作成と実施により適正な処理を行い、循環型社会形成の推進に努める。

2. 重点施策

(1) 発生抑制・再利用・再生利用・適正処分の推進

- ① 「建設リサイクル法」に基づく届出
- ② 施工計画段階における建設副産物処理計画書の作成
- ③ 工事中における適正な分別・保管、リサイクルの実施

(2) 建設副産物の適正処理の励行

- ④ 産業廃棄物管理責任者の任命
- ⑤ 「廃棄物処理法」「リサイクル法」に基づく適正な委託処理の実施
- ⑥ 処理実績の記録及び報告

3. 「建設リサイクル法」に基づく届出

(1) 発注者への説明

- ・建設物等の構造・工事着手時期・分別解体等の計画の書面を交付して説明

(2) 契約

建設業で定められた請負契約の内容に加え建設リサイクル法に定められた下記の事項を明記すること

① 解体の方法

② 解体工事に要する費用

③ 再資源化等をする為の施設の名称、所在地

④ 再資源化等に要する費用

(3) 発注者から都道府県知事への工事の届出

(4) その他再資源化が完了した時、発注者に対して書面での報告が必要

4. 施工段階における建設副産物処理計画書の作成

(1) 施工計画段階における建設副産物処理計画書の作成

- ・施工計画書には、社内様式「建設副産物処理計画書」を加えること

(2) 現場発生土

- ・残土か、建設廃棄物か、再生処理かを確認し、不明確なときは発注者に確認すること
- ・残土及び汚泥・建設廃材については、重金属などの有害物質が含まれてないか、特別管理産業廃棄物に当たらないか、最終処分場は安定型か、管理型か、遮断型かなどの確認を取り処分しなければならない

5. 施工中における適正な分別・保管、リサイクルの実施

(1) 施工現場においては、分別（木くず・廃プラ類・建設廃材等）を必ず行い、飛散、流出、地下浸透（コンテナ等を使用）及び悪臭が発散しない措置を行うこと

(2) 置場には掲示板（60cm×60cm）にて掲示し、整理整頓に努める事

(3) 特定建設資材（コンクリート・アスファルト・木材）は必ず再資源化を行うこと

6. 「廃棄物処理法」「リサイクル法」に基づく適正な委託処理の実施

- (1) 処理（運搬・処分）を他人に委託する場合は、廃棄物の処理責任者は排出事業者（作業所）にある事を前提に委託基準に従うこと
- (2) 運搬については許可を有する収集運搬業者に、処分については許可を有する処分業者にそれぞれに委託すること

7. 処理実績の記録及び報告

- (1) 最終処分業者より返送されたマニフェストにより、適正に処理された事を確認し、建設副産物処理台帳に確認日を記録すること
- (2) 工事完了後、処理台帳にて品目ごとの処理数量を集計し「建設副産物処理実施書」に記録し、処理の実績を報告すること